

# 身体障害者手帳等の交付を受けている方の 観覧料の減免について

## 1 減免対象となる方

観覧料が減免になるのは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は、療育手帳（以下、手帳といいます）の交付を受けている方です。

## 2 減免手続き

ご入館の際、受付に手帳を提示していただければ、観覧料を減免いたします。

## 3 介助者の減免について

手帳の交付を受けている方1名について、その介助者1名が観覧料の減免を受けられます。

## 4 団体観覧での減免申請について

団体で観覧を予定しており、紛失の恐れがあり、障害者手帳の持参・提示が困難な場合や、観覧予定者が多数のため、個々に障害者手帳の提示・確認により減免の判断を行なうのが困難な場合等には、別途、観覧料の減免申請書の提出をお願いしております。

## 5 減免率について

現在、観覧料を免除しております。

※ 係員の指示に従い、マナーを守ってご見学くださるようお願いいたします。

- ・ 川越まつり会館内での飲食は禁止です。
- ・ 映像のビデオ撮影はできません。
- ・ 手荷物等は持ったまま、ご入館ください。

### 川越まつり会館

開館時間 4月～9月 午前9時30分～午後6時30分まで（入館は6時まで）  
10月～3月 午前9時30分～午後5時30分まで（入館は5時まで）

休館日 毎月 第2、第4水曜日（祝日の場合、翌日）  
12月29日～1月1日  
臨時休館日

連絡先 〒350-0062  
川越市元町2丁目1番地10  
TEL 049-225-2727  
FAX 049-227-5001